

令和6年度

第1回

品川区国民健康保険事業の
運営に関する協議会

議 事 録

品川区健康推進部国保医療年金課

協議会の概要

開催日時	令和6年9月4日 開会 : 午後2時00分 閉会 : 午後3時00分			
開催場所	第二庁舎4階 災害対策本部室			
出席委員	被保険者代表	医師・薬剤師代表	公益代表	被用者保険代表
	市村 由美	大木 研一	こんの 孝子	寺田 康久
	佐々木 武人	加藤 肇	鈴木 ひろ子	杉浦 顕一
	佐々木 豊	木内 茂之	田尻 成樹	
	田母神 克予	菊池 真由美	新美 まり	
林 芳史	林 永直	西村 直子		
		前田 武昭	やなぎさわ 聡	
		右田 大三彦		
欠席委員	被保険者代表	医師・薬剤師代表	公益代表	被用者保険代表
	長谷川 岱潤		榎本 圭介	
区側出席者	森澤区長、新井副区長 阿部健康推進部長、遠藤健康推進部次長、池田国保医療年金課長			
書記	野口保険事業係長			
議題	【審議事項】 1. 品川区国民健康保険条例の一部改正について 【報告事項】 1. 加入者情報のお知らせ発送について			

(議事の状況)

1. 開 会 池田国保医療年金課長

2. 区長挨拶 森澤 恭子 区長

本日の議題にあるとおり、令和6年12月2日をもって、現行の保険証は廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の運用が本格的にスタートする。

そうした中、国民健康保険は、被保険者の高齢化に伴い、医療費水準が高い状況が進行しており、また、新型コロナウイルス感染症など特殊な要因の影響による医療費の増加、医療の高度化など、国民健康保険制度を取り巻く現状は厳しさを増している。

品川区としては、国民健康保険制度が安定的かつ継続的に運用できるよう、共同保険者である東京都と連携しながら、持続可能な財政運営に向けて努めてきた。本日の協議会では、皆様のお力添えをいただきながら、国民健康保険が多くの人の安心を支える制度であり続けるよう、様々ご議論いただきたい。

3. 会長の選任

品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条の規定に基づき、公益を代表する委員である新美 まり委員を事務局より推薦し、全会一致で承認した。

4. 会長挨拶 新美 まり 会長

このたび、皆様よりご指名、ご承認をいただき、品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会の会長に就任することとなった。皆様のご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日はこの後諮問を受け、国民健康保険条例の一部改正について検討していく。活発にご議論いただき、より多くの方のご意見を賜りたい。議事進行にご協力をお願い申し上げます。

5. 議 事 議長：新美会長

(1) 議事録署名人の指名

<新美会長>

議事録の署名人を指名したい。

佐々木 武人 委員、林 永直 委員をお願いする。

(2) 諮問「品川区国民健康保険条例の一部改正について」

<新美会長>

区長より諮問をお受けしたい。

(森澤区長より新美会長へ諮問文を手渡す)

なお、審議の間、区長は一旦退席する。それでは早速議事に入る。
池田国保医療年金課長より諮問文の内容の説明をお願いします。

(3) 諮問内容の説明

<池田国保医療年金課長>

諮問内容について、お手元の「品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」(以下「資料」)に基づき、ご説明をさせていただきます。

(資料の説明)

(4) 諮問内容に関する審議

<新美会長>

内容の説明が終わった。これより審議に入る。

<鈴木委員>

資料7ページに国保でマイナ保険証を登録した人が48.14%とあるが、あれだけPRしたにもかかわらず半分にも満たない状況。さらにマイナ保険証を利用している人が9.1%で、9割以上が使っていないという状況が明らかになっている。

しかも、いまだに現場ではトラブル続きで、全国保険医団体連合会からは、健康保険証の12月2日廃止に抗議する、国民の受療権を守るため健康保険証の存続をとの声明も出されている。そんな中で強行するというのが、今回の国保法の改正だと思う。基本的に国の問題ということになるわけだが、それに合わせた条例の改正ということで何点か質問をさせていただきたい。

資料の4ページ、5ページにあるとおり、マイナ保険証を登録していない人には資格確認書、登録した人には資格情報のお知らせ、全員にどちらかが交付される。

結局、保険証と一緒にではないか。保険証であれば1種類で済むわけだが、2種類の、人によって違う文書を交付することになり、行政にとっても負担が強いられることになるのではないか。

この資格確認書と資格情報のお知らせは、保険証と何が違うのか伺いたい。

それから、資格確認書の有効期限について、国からは5年以内ということ提示されていると思うが、品川区としては何年と考えているのか、その理由も併せて伺いたい。

次に、マイナ保険証の登録について、マイナンバーカードの更新が5年毎となっているが、更新を行わなかった場合、マイナ保険証としての登録もなくなるといふことか。そして、その際は資格確認書が送られてくるのか。

次に、マイナ保険証を登録した人は、資格情報のお知らせだけでは保険診療を受けることはできないと資料4ページに書かれているが、これはどういうことなのか。マイナ保険証の手続というのは、顔認証だったり暗証番号だったり、そういう手続を必ず行わなければならないのか。資格情報のお知らせは、病院等でトラブルがあつて認証できないときにだけ利用することになるのか。その仕組みについても伺いたい。

最後にもう一つ、ある診療所で、マイナ保険証のトラブルが起こっていないかと伺ったところ、ほとんどの人がマイナ保険証を使っていないのでトラブルは起こってないと言われた。高齢者にとっては、暗証番号が覚えられないとか、顔認証も大変だと思う。マイナ保険証を登録してしまった人が、資格情報のお知らせだけで受診できれば、今までの保険証の代わりに使えると思うが、そこら辺は具体的にどうなるのかということについて教えていただきたい。

<新美会長>

質問は5点でよろしいか。

<鈴木委員>

はい。

<池田国保医療年金課長>

まず、これまでの保険証と資格確認書の違いについてご説明する。これまで、保険証は個人を特定するものとして扱われていたが、資格確認書と資格情報のお知らせについては、単なる健康保険に関する資格についての情報ということで、個人を証明するものではないという位置付けになった。実際の医療機関等での利用に関しては、資格確認書については現在の保険証と同じような使い方ということになる。

一方で、資格情報のお知らせについては、マイナ保険証と一緒に医療機関等に見せてお使いいただくことになるため、保険証とは違うものとなる。

それから有効期限について、国は5年までの期間内で設定することとしているが、品川区としては、現在の保険証が2年更新となっているため、資格確認書になった場合も同様の2年更新と考えている。

次に、マイナ保険証の登録について、マイナンバーカードの有効期限は10年となっているが、健康保険の資格情報にかかる電子証明書は5年更新となっている。マイナ保険証を継続して利用するためには、電子証明書の有効期限で

ある5年ごとの更新が必要となる。

それからマイナ保険証のトラブルについて、区ではまだトラブルの報告というのは特段聞いていない。

資格情報のお知らせについて、もう一度、質問内容を教えていただきたい。

<鈴木委員>

資格情報のお知らせは、これを持参しただけでは受診できないのかという質問だった。マイナ保険証と資格情報のお知らせ、2つを医療機関等で提示すればいいということになるのか、具体的なところを教えていただきたい。

それから、マイナンバーカードの電子証明書の登録が5年間ということ、その5年間が経過して有効期限が切れてしまった場合や更新しなかった場合は、マイナ保険証の登録は切れて、資格確認書に切り替わるということになるのか。その点も伺いたい。先ほどの質問の続きはこの2点。

続けて伺いたいのだが、これまで一定の保険料を滞納した人には、有効期限が半年の短期証が発行されていたと思うが、短期証は今後どうなるのかも教えていただきたい。これまで短期証が発行されていた人数についても伺いたい。

<新美会長>

先ほどの質問の確認が2点と、短期証について新たな質問があった。

<池田国保医療年金課長>

資格情報のお知らせだけでは医療機関等にはかかれない。資格情報のお知らせとマイナ保険証を持参していただくことになる。

マイナンバーカードの電子証明書は5年更新になるが、それが切れた場合はマイナ保険証の登録が切れるため、電子証明書の有効期限が切れる2～3か月前には通知を差し上げる。有効期限を過ぎて、更新の手続をされなかった場合には、資格確認書をお送りする仕組みとなる。現在、12月に間に合うように準備作業を進めている。

また、短期証については、保険証自体がなくなるため廃止となる。一般の方と同様に、有効期限の2年ごとに資格確認書もしくは資格情報のお知らせを交付する。短期証対象世帯の数について、令和6年の2月現在1,527世帯となっている。

<鈴木委員>

続けて質問したい。

<新美会長>

他の方もいるので簡潔にお願いします。

＜鈴木委員＞

短期証がなくなることは分かった。滞納状況がさらに大変な人に対して、現在は資格証が発行されていると思うが、資格証が今後どうなるのかという点についても、お聞かせいただきたい

それから、もう一つ、マイナ保険証になったときに、高齢者の施設でマイナ保険証、つまりマイナンバーカードを預かるというのは、大変責任も重く、なかなか預かることはできないということが社会問題になっていた。暗証番号の管理ができないという問題もあった。この点について、解決方法はできたのかについても伺いたい。

続けてもう一つ、12月2日で新たな保険証が発行されないという情報については、結構多くの皆さんのところに行き届いていると思うが、12月2日から実際どうなるのかということは、よく分からない方が多いのではないと思う。保険証が12月2日から使えなくなると思っている人も多く、本日ご説明いただいた中身を知らない方もたくさんいる。どのように周知していくのか、その点も伺いたい。

＜池田国保医療年金課長＞

まず、資格証明書についての質問にお答えする。資格証明書の対象となっている世帯数は、令和5年度実績で39世帯。医療機関等での自己負担が10割負担となり、かかった費用については、後ほど特別療養費という形で支給する。今後については、資格確認書に特別療養費の対象であることを記載することになる。

それから、ご高齢の方のマイナンバーカードの取得や管理については、令和5年11月頃から、厚生労働省が福祉施設や支援団体の方向けのマニュアルなどもいろいろと作成している。品川区の場合は、例えば、行政書士の方が高齢者施設などに直接出向き、登録の補助をするということをやっている。

それから、12月2日に保険証がなくなることに對する周知について、国より既にいろいろなところで周知をしているが、区としての周知方法等については、現在、まだ考慮中、検討中となっている。

＜新美会長＞

他の方の質問もいただきたいので、とりあえず鈴木委員の質問はここまでとさせていただきます。

他の方で何かご質問、ご意見等ございますか。

＜やなぎさわ委員＞

確認の部分もあるが、資料4ページ、5ページで、マイナ保険証を保有している人は資格情報のお知らせを交付するとのことだが、国や区は、マイナ保険証を保有している方は、両方セットで持参し医療機関等を受診するとことを推奨されているのか。

＜池田国保医療年金課長＞

資料4ページの資格情報のお知らせについてのご質問だと思うが、マイナ保険証をお持ちの方は、基本的にはマイナ保険証だけで医療機関等を受診していただくことが可能。ただ、念のために、資格情報のお知らせをお持ちいただくことで、万が一の際に医療機関等を受診できる。基本的には、マイナ保険証をお持ちいただければ受診できるため、1点だけで構わない。

＜やなぎさわ委員＞

つまり何かしらの理由で不具合があったり、マイナ保険証の読み取りができなかったりしたときのために、資格情報のお知らせを持っていると、トラブルが起きたときに対応できるということだと思う。一方、マイナ保険証を保有していない人に関しては資格確認書が送られてきて、その資格確認書というのは、資料5ページによると、もともとの国保の保険証と同じような感じのものになっていて、これだけあれば、今までの保険証と同じような機能で、一枚だけ持っていれば利用できるという認識でよろしいか。

＜池田国保医療年金課長＞

ご認識のとおり。

＜やなぎさわ委員＞

マイナンバーカードの中にマイナ保険証の機能が入っているかどうか、カードを見ただけでは分からない。暗証番号は忘れてしまったりするし、顔認証も不具合があると聞いている。写真が白黒で結構荒い画質で登録されてしまっているため読み取れず、店頭でのトラブルが全国的に起きているということだ。結局、資格情報のお知らせをセットで持っているほうが安心ということになると思うが、便利なはずのマイナ保険証にもかかわらず、保険証登録している方が資格情報のお知らせとマイナンバーカード両方持ち歩かなければいけない状況になっているということでもよろしいか。

＜池田国保医療年金課長＞

マイナ保険証で医療機関を受診する際には、基本的にはマイナ保険証だけでよいが、もしものために資格情報のお知らせをお持ちいただければということ。トラブルについても、全ての医療機関で発生しているというわけではない。それから、なぜマイナ保険証なのかという点については、医療機関にかかるだけではなく、診療内容等の情報を登録することにより、その方の過去からの病歴や薬の処方状況などを確認することができ、健康状態の把握が容易になるという利点がある。このほか、健康増進に役立てたり、緊急時の救命救急のために使用することが可能になる。ただ単に医療機関にかかるためだけのマイナ保険証ではないということもご理解いただきたい。

＜やなぎさわ委員＞

情報の共有の点についてお伺いしたい。受診後、そのデータが反映されるまでには、どれぐらいの期間かかるのか。

＜池田国保医療年金課長＞

医療機関から各基金に診療報酬の請求があがってくるまでに、基本的に2か月かかっている。概ね同程度の期間でデータが反映されると思われる。

＜やなぎさわ委員＞

ということは、仮にその2か月間のうちに他の医療機関に受診したときには、医療情報等が反映されていないということになる。リアルタイムではない、ある程度タイムラグはあるということでしょうか。

＜池田国保医療年金課長＞

ただ今、診療報酬の請求については2か月とお話ししたが、マイナ保険証への医療情報の反映までに2か月のタイムラグがあるかについては、間違った回答かもしれないため訂正させていただく。医療情報の反映については、リアルタイムではなく、多少のずれが生じることは確かである。

＜新美会長＞

そろそろよろしいか。

＜やなぎさわ委員＞

最後に1点だけ。先ほど鈴木委員の質問のときに、福祉施設の登録に関して、補助を行っていると話があったが、もう少し具体的にどういったことをやられているのか、教えてもらいたい。

＜池田国保医療年金課長＞

福祉施設での申請補助について、具体的な内容については私どもの所管ではないため詳しくお話しできないが、国からの指示により、保健福祉施設等に入所している方向けのマイナンバーの取得方法や、施設向けの管理マニュアルなども示されているため、それに基づいて対応を実施していると聞いている。

＜新美会長＞

ほかに、医療関係の方から何か質問や意見等ございますか。

＜林（永）委員＞

品川区医師会の林です。

今の池田課長の話では、マイナンバーカードを持参すればいいということだったが、医療機関によっていろいろな段階があり、資格確認のための設備が整

っていないところもある。スムーズにいかせるには、マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を持参する、そういう配慮をしていただいたほうが良いと思う。

それから、現行の保険証だと、有効期限によって保険証の色が変わっていて、受付をする際に分かりやすい。マイナ保険証になって有効期限がいつまでということがはっきりしないと、受付で確認がし難いのではないか。マイナンバーカードが有効な5年間だけは使えるという解釈でよろしいのか、それも教えていただきたい。

<池田国保医療年金課長>

12月2日に保険証の新規発行は終了するが、すでに発行済みの品川区の保険証は、来年の9月30日まで有効になる。来年の9月30日を起点に、そこから現在と同じように2年間更新で資格確認書を更新していくことを考えている。資格確認書の色についても、現在と同様に3色を交代で使い、あまり変化がないよう医療機関の皆様に分かりやすく使っていただける、見ていただけるようにしたいと考えている。

<新美会長>

よろしいか。

<林（永）委員>

はい。

<新美会長>

ほかに、ご意見は。

<加藤委員>

品川区薬剤師会の加藤です。

一点確認したい。私たちは、現状、マイナンバーカードではなくて、オンライン資格確認システムで、保険証番号から実際に資格が有効かどうかを確認しているという状況。それとマイナ保険証は同期しているということで間違いな

<池田国保医療年金課長>

同期していると思う。

<加藤委員>

今、全国的には、大体7割から8割ぐらいの薬局にはシステムが置いてある状態と言われている。品川区薬剤師会の会員だと、ほぼシステムが導入されている。会員からは今のところトラブルは聞いていない。

私たち医療従事者は、保険証を提示していただいた後に、それぞれの医療情報を確認させていただく。その際、医療情報の確認に同意をいただくと、実際に血液検査のデータや薬の確認ができる。それを基に薬をお出ししているというのが現状。私たちの苦勞している点としては、せっかくマイナ保険証になっても、同意してくれていない患者さんがいるというのが1点。

あと、先ほど話のあった高齢者施設や在宅医療の患者さんのマイナンバーカードをどのように使っていくのか、まだはっきりと物理的にできない状況。ポータブル型の確認システムも10月以降に発売されるのではないかと聞いているが、そういう意味でも、医療機関側が進めたくても、進められない状況があることを知っていただければと思う。

ただ、災害の際と同様に、ご本人の同意があれば、システムのロックは解除することができる。顔確認が駄目、暗証番号が分からないといった場合でも、マイナ保険証を持っている場合は、本人確認の後同意が取れば、先に進むことは可能。ただ、事務方としては一回ロックを外して、確認が終わったらまたロックをかけるという、この作業が結構大変。一方で、マイナ保険証を持参しなかった場合、患者さんが同意しているのに医療情報を確認しなかった、確認しなかったがために医療行為が駄目だったというときに、正しい医療ができるのかという問題になってくる。そういった手間がかかるというのが、問題点だと思っている。

＜新美会長＞

他に、ご意見は。

＜こんの委員＞

医師会そして薬剤師会の話も伺って、進めたくてもなかなか進められないという医療現場、それから薬剤の現場のお声をいただいた。

区民の方も、12月2日からどう変わるのか意識している方と、これから意識される方と様々だと思うが、いずれにしても前に進めていかなければいけない事業だと思うので、品川区としても、医療機関等が抱える課題等々に対してちゃんと支援をしていくということが必要かと思う。また、区民に対するお知らせについても、分かりやすく周知をしていく必要がある。周知方法については、先ほど、国からの周知はあるが品川区としてはこれから考えるという話があったが、これからなのかと今思った。

分かりやすい区民の方への周知方法と併せて、品川区としてはどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

＜新美会長＞

周知方法も含めての質問に回答を。

＜池田国保医療年金課長＞

周知方法について、まだ全ての検討は終わってないところ。この後に報告事項としてご説明する、「加入者情報のお知らせ」という通知を9月の下旬に発送することになっている。その際に、保険証が12月から切れることについては、国保の被保険者の方、全ての世帯にも通知する。12月2日からは、マイナンバーカードを利用した医療を受けてくださいというお知らせをさせていただく。

また、それに先立ち、9月11日号の広報紙には、国保の加入者情報のお知らせを発送するというお知らせとともに、保険証が12月2日から発行されなくなるということを案内する。広報紙による周知は以上の予定。それ以外の部分での周知ということについて、検討させていただきたい。

＜こんの委員＞

医療機関等への支援についても、答弁いただきたい。

＜池田国保医療年金課長＞

医療機関等への支援について、特には予定していない。ただ、東京都が三師会の活動を通じて、12月からの変更点について周知をしている。

＜こんの委員＞

医療機関でマイナンバーカードを利用されている人が9.10%とのことだが、なぜ利用されていないのかという課題の1つが、先ほど薬剤師会から、あるいは品川区医師会から話があったことが理由であると想像される。品川区民がより利用しやすいような体制を、医療機関等と品川区が連携を取って進めていただきたい。

今やることはないと言われたが、細かい点で、品川区民に周知しなければいけない点や確認しなければいけない点、あるいは、もっと分かりやすい言葉で表現した周知の仕方をするなど、いろいろな方法が考えられると思うので、その辺についてお願いをしたい。要望で終わりたいと思う。

＜新美会長＞

そろそろ時間も無くなってきたが、いかがか。質問は簡潔にお願いしたい。

＜やなぎさわ委員＞

保険証を使う医療機関で、病院、薬局以外にも、例えば整骨院などがあると思うが、整骨院などは12月2日以降どのような扱いになっているか教えていただきたい。

＜池田国保医療年金課長＞

医療機関と同じような扱いになると思う。

<やなぎさわ委員>

整骨院なども、いわゆるマイナ保険証の読み取り機というのがあって、同じように窓口でマイナ保険証を出して受診するという流れということか。

<池田国保医療年金課長>

ご認識のとおりの方法で実施すると思う。

<やなぎさわ委員>

もし分かれば、整骨院のマイナ保険証の読み取り機、カードリーダーの設置率はどれぐらいか教えていただきたい。

<池田国保医療年金課長>

整骨院での設置状況については把握していない。

<やなぎさわ委員>

私の認識だと、整骨院でマイナ保険証の読み取り機があるところをほぼ見たことがない。先ほど答弁されたように、他の医療機関と同じように進行していくということによろしいのか、再度確認したい。

<池田国保医療年金課長>

基本的に、整骨院も同じように被保険者から保険証を見せてもらい、それで最後にご本人の署名をもらって申請する形になっているかと思う。そのあたりのやり方は変わらないと思う。

<新美会長>

今の答弁で整骨院についての状況は把握してないということなので、質問はその辺で終了していただきたい。

鈴木委員は、新たな質問か。簡潔にお願いします。

<鈴木委員>

関連して周知の件について、国保加入者全員に加入者情報のお知らせを郵送するとのことだが、その中身が、本当にマイナ保険証を進めるためのものではないのではないか思う。自分はどうなるのかと不安に思っている人に対しては、資格情報のお知らせや資格確認書が送られるという情報を周知するのが安心につながるのではないか。9月に発送するこの加入者情報のお知らせに同封していただきたいと思うが、その点お伺いしたい。

<池田国保医療年金課長>

加入者情報のお知らせについては、国からこのような様式で送るよう指示されている。

＜新美会長＞

要望でよろしいか

＜鈴木委員＞

国から指示されているということであれば、そういうことで。

別な形で、どの方も医療にかかれますということは周知していただきたいと要望する。

＜新美会長＞

皆様からのご意見もいただいたので、ここで意見集約を行いたいと思う。

今回の諮問について、諮問どおり答申をしたいと思うが、いかがか。

＜鈴木委員＞

マイナ保険証については、健康保険証の存続を要望する様々な運動が起こっている。区議会へも、全国保険医団体連合会から請願が出されている状況で、大きく声が上げられている。実際、マイナ保険証の登録者は半分にも満たない。利用率は9.1%で、9割以上も使っていないという状況の中で、強行することそのものが問題だと思っている。

また、マイナンバーカードと保険証を紐づけている国は、G7では日本以外にもどこにもないという中で、日本だけがこういうやり方をしている。

そもそもマイナンバーカードは任意なので、こういう形で強制するような状況というのは、やるべきではないと思う。制度は国の問題で、今回、区が条例を改正せざるを得ないということは理解するが、マイナ保険証に対しては問題だと思っているので、この条例の諮問に対しても反対ということで意見表明させていただく。

＜新美会長＞

ほかに。やなぎさわ委員。

＜やなぎさわ委員＞

鈴木委員のおっしゃるとおり、国の問題ではあるが、マイナ保険証を便利で使いたいという方は使えばいいし、紙の保険証を今までどおり使いたいという方がいればそうすればいい。両方併設、両方併用できる形がベストだと思うので、国の制度に対して区がどこまでできるかというところは当然あるが、やはり私としても反対したい。

＜新美会長＞

他にご意見は。前田委員。

<前田委員>

品川区医師会の前田です。

基本的なことをお伺いしたい。今48%の区民がマイナ保険証を持っているということだが、12月2日までに、駆け込みで多くなると思うが、区としては、何%ぐらいまで上昇すると予想しているのか。アバウトな数字でいいので教えてもらいたい。

<池田国保医療年金課長>

現在、品川区のマイナ保険証の登録の割合は48.14%と資料7ページで紹介させていただいたが、こちらも実際にはじりじりと増えている状況。12月には50%を超えるのではないかと期待している。

<新美会長>

この諮問内容についてはいかがか。

<前田委員>

よろしいと思う。

<新美会長>

ほかにご意見がなければ、先ほど、反対、異議ありのご意見もあったが、そのほか多数の委員の方は賛成ということであろうかと思う。今日出た様々なご意見については議事録に記載するということで、諮問どおり答申するというところで、答申案をまとめていきたいと思うが、いかがか。

よければ、異議なしのお声をいただきたい。

(「異議なし」の声あり)

<新美会長>

それでは、審議の結果を答申するが、答申文を事務局が整える間、しばらくお待ちいただきたい。その間、報告事項について説明をお願いします。

<池田国保医療年金課長>

先ほどから何度か話題に出ているところだが、資料8ページをご覧ください。加入者情報のお知らせの送付については、厚生労働省より発出された「被保険者等への加入者情報等の送付について」という依頼に基づき、国民健康保険に加入している全ての被保険者に対して送付する。国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号を通知することにより、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用してもらうことを目的として行うもの。世帯主宛てに、被保険者氏名と、国民健康保険に登録されている個人番号の下4桁をお知らせする。送付については、9月下旬を予定している。

先ほどもお話ししたとおり、9月11日号の広報紙で周知するとともに、ホームページでも周知する。

＜新美会長＞

今の説明について何かご質問は。

＜西村委員＞

マイナンバーカードができたときも、庁内が大変混乱していたという記憶がある。区民の方々からの問合せが相当数来るのではないかと考えている。全世代の方々に向けての周知というのは本当に難しくなっているのに、紙媒体、また、ホームページに記載していただいているが、LINEなどのSNSも活用してもらいたい。最後に、特別な電話相談などの窓口を用意する予定はあるか伺いたい。

＜池田国保医療年金課長＞

まず、全世代への周知については、委員がおっしゃるように、これまでの紙媒体、それからホームページだけではなく、LINEやXなどを利用していきたくと考えている。

また、相談窓口について、問合せがあった方については個別に相談を受けているが、マイナンバーについての相談は国保医療年金課では対応できない。

＜新美会長＞

ほかに質問がなければ、答申文の用意ができたので、これから答申を行う。

6. 答 申

＜新美会長＞

それでは答申申し上げます。

(新美会長から森澤区長へ、答申文を読み上げた後、手渡す)

7. 区長答礼

＜森澤区長＞

ただいま、品川区国民健康保険条例の一部改正に関する答申を、原案が妥当だということでもいただいた。本日は新美会長をはじめ、委員の皆様方には、ご多用のところ協議会への出席を賜り、答申をいただき改めて御礼を申し上げます。

本日の意見等も踏まえ、引き続き国民健康保険の健全運営に精いっぱい努力してまいります。引き続き皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

<新美会長>

これで本日の議事はすべて終了した。

8. 閉 会 新井 康 副区長

本日は長い時間にわたり、条例案の改正について、真摯なご意見をいただき、心より感謝申し上げます。いただいた一つ一つのご意見を踏まえ、丁寧に、これから改正作業を進めてまいりたい。

委員の皆様におかれましては、今後とも、引き続きご意見をお願いしたい。

— 了 —